

山田みやこの活動報告

令和3年1月10日(日)

昨年12月26日にオンラインにて実施された全国シェルターシンポジウムを視聴

①世界のDV対策

欧州で広がるワンストップセンター型 DV・虐待・性暴力窓口
「ファミリー・ジャスティス・センター方式」

目的

- 被害当事者が必要なすべての支援にアクセスできるようにする
- 被害当事者の安全性を高める
- 加害者(犯罪者)に責任を取らせるようにする
- 被害者とその家族はここで法的助言・安全計画・陳述書作成・滞在場所や住居支援・医学的根拠の採取・移動の支援・トラウマへの対処などの支援を受けることができる。

2011年に欧州評議会で採択された「女性に対する暴力及びドメスティックバイオレンス防止、根絶に関する条約」(2014年発行)『イスタンブール条約』に基づいている。現在フランス・ベルギー・スウェーデンなどヨーロッパを中心に30ヶ国以上が批准している。日本は欧州評議会オブザーバー国なので批准できる。

『イスタンブール条約』の主な内容

- 身体的・性的・精神的暴力のDVは「犯罪」として禁止、又は罰を与えること。
 - 性犯罪：暴行が用いられなくとも、同意がない性行為は犯罪。
 - ストーカー行為や職場などの地位を利用したセクシュアルハラスメントも犯罪。
- ※締約国は必要な立法、その他の措置を取らなければならない。

②オーストリアの主な仕組み

夫・パートナー・元パートナー・同伴者や元配偶者・父親・その他生活圏や個人的な関係の中での暴力全てが対象。

- 緊急退去命令：警察官が即座に加害者を家から退去させる。2週間接近禁止命令（学校や保育施設含む、家の鍵の取りあげ）
↓
- その間に民法に基づく裁判所からの仮処分を申請。
↓
- 申請したら警察の退去命令は4週間に延長。
↓
- 裁判所からの仮処分

1990年代に「女性に対する暴力保護法」が出来たとき施行までの数か月の間に、ほぼ全ての警察官約25,000人が短期集中研修で何らかの研修を受けた。家庭裁判所も研修。オーストリアの9つの州それぞれに介入センターを設立。

③日本のDV対策

「民間シェルターで行っているDV被害者現場の現状」

NPO法人 女のスペース・おん 山崎 菊乃氏

○民間シェルターとは

90年代から100以上ある内、64団体がシェルターネットに加盟。しかし無い県もある。マンションの一室や一軒家など小規模なものが多い。

基本は無償ボランティアで運営。財政難・人材難。配暴センター等の業務を受託するところ、自治体等の相談員の兼任も。啓発活動も行う。



民間シェルターの活動

〈相談〉

- 気持ちの整理

経済的な不安・子どもの影響・報復等(未知の世界へ飛び込みのは夜の海に飛び込むのと同じような気持ち)

- 意思決定の援助

利用できる社会資源の情報提供、スタッフが一緒に進めていく。

- 見立て

加害者の危険度のスクリーニング、経済状況、当事者や子どもの健康状態、必要な司法・行政手続き。

- 支援計画

弁護士との連携・警察・児相との情報共有・生活保護等の福利利用・自立先の住居の確保。

〈一時保護〉

司法・医療関係の手続きと同行。同伴児童相談同行、勉強サポート、教育委員会とのやり取り、母親の外出時の見守り、行政の諸手続き、生活保護、各種福祉手続き、住民票ブロック、在留資格変更等。

警察へ捜索願の不受理手続き、加害対応相談、住居探し、契約手続き同行、書類整備、職場の上司に事情説明(有給休暇・転属配慮)

〈自立支援〉

司法・行政・医療・子ども・生活保護・一時貸付・就労研修。自立に向けた中期的(3ヶ月~1年)生活支援のステップハウスを提供。

【ここがおかしい！日本のDV被害者支援】

日本の対策は家庭内の暴力でも児童虐待・DV・高齢者虐待など担当機関がバラバラで対応の水準も異なる。DV被害者支援の大枠は他国と異なり「公的な相談センター」中心型で、その中心を担うのは都道府県の婦人相談所。

婦人相談所の根拠法は売春防止法になっていて配偶者暴力相談支援センターも併設され、様々な経路からDVのケース相談が寄せられている。

〈公的な支援体制が問題〉

- 民間シェルターは公的な支援に繋がらなくて来たが一時保護されにくい、地域によって基準が違う。
例：警察経由でないで一時保護しない、広域保護を嫌がる、身体的暴力ではない、お金を持っている、メンタル不調だと保護しない等。
- 婦人相談所で保護すると、市町の民間の支援員とは関係が切れてしまう。婦人相談所での保護中やその前後の支援に疑問符（施設に入れるだけでできるだけ遠くに逃がしてその後関わらないようにする）
- DV法の保護命令が使えるケースはごくわずか。DV被害があっても障害者、高齢者、生活困窮者はDV視点のないそれぞれの担当福祉に回される。警察も警察視点の支援のみで他の支援には繋がりにくい。被害当事者がそれぞれの機関をスタンプラリーのようにDV相談、住基ブロック、警察、福祉、住宅、保険証、年金などあちこち回される。
各機関を回って何度も説明している内にDVを理解しない行政職員に当たってしまう。国がいくら通知を出しても自治体の担当者が知らず、誤って加害者に住所を教える事故が起きている。

〈婦人相談所を中心とする公的シェルター〉

DVだけでなく親や兄弟など家族からの虐待などを含む18歳以下の若年女性の利用に向いていない。男性やトランスジェンダー当事者など「女性専用」の相談窓口やシェルター施設では対応できない人がいる。

〈DV 対策変化の動き〉

- 厚生労働省は2019年10月「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する討論会」を設置。
- 内閣府「女性に対する暴力に関する専門調査会」を設置。
現在DV 法改正を含め改善に向けた議論をしている。立憲民主党、日弁連なども改正案を作成。全国女性シェルターネットも「私たちの求める女性に対する暴力被害者支援」を発表。

※本県はDV対策の中核機関の「とちぎ男女共同参画センター」が今年度で10年目を迎え、DV基本計画も（第3次改定版）来年度で目標年度を迎える。次期基本計画に向けて様々な角度から民間の意見も取り入れ、見直しを図らなければならないと考える。